

指定福祉避難所の指定について

障害のある方が安心して暮らせるまちへ 避難しやすい環境を整備します

- 地域で暮らす障害者、障害児及びその家族などは、**通常とは異なる環境への不安**から、一般の指定避難所への避難を躊躇



- 長崎市障害福祉センター（もりまちハートセンター）は、**障害者の方々が普段から通い慣れている方が多い施設**であり、不安を感じずに避難が可能



長崎市障害福祉センターを
“指定福祉避難所”として長崎市で初めて指定



指定福祉避難所の指定について

指定により変わること

1. 大雨や台風の時など、早めの避難行動を行えるよう、災害の発生前から避難所として開設できるようになります

→災害発生による人的被害を未然に防ぐことにつながります。

2. 一般の指定避難所と異なり、対象者を障害のある方などに限定します

→きめ細かな対応を行えるよう、原則、「日頃から障害福祉センターを利用されている方と家族など」を対象者として避難を受け入れます。

一般の方は、利用（避難）することができません。

【施設の概要】

構造・面積	< 3 階 > 体育室、機能回復訓練室、A D L 室など < 4 階 > 言語療法室、理学療法室、作業療法室など < 合計 > 1,783.1㎡
収容人数	509人 ※居住スペースを、1人あたり3.5㎡で換算

【受入対象者】

日頃から施設を利用している、（ア）～（カ）の方。
ただし、緊急時にはこの限りではありません。

（ア）身体障害者手帳を所持し、入所サービスを利用していない者

（イ）療育手帳を所持し、入所サービスを利用していない者

（ウ）精神障害者保健福祉手帳を所持し、入所サービスを利用していない者

（エ）障害福祉サービス受給者証を所持し、入所サービスを利用していない者

（オ）通所受給者証又は肢体不自由児通所医療受給者証を所持する者

（カ）（ア）から（オ）のいずれかに該当する者の家族又は成年後見人

【事前の届出】

市障害福祉課（又は障害福祉センター）に利用の届出をお願いします。